

平成17年11月7日

各位

会社名 アルテック株式会社  
代表者名 代表取締役会長 由利和久  
代表取締役社長 田中利浩  
(コード番号・9972/東証第1部)  
問合せ先 社長室長兼経営企画室長 星野幸広  
(電話・03-5363-0922)

### 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針のご案内

当社は、平成17年11月7日に開かれまして取締役会において、下記のような、大規模買付に関する対応方針(「大規模買付ルール」といいます。)を定めましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

### 記

#### 第1 導入の目的

近時、敵対的買収が社会的にも注目され、これに対する買収防衛策の必要性やあり方が検討されている今般の事情に照らし、当社においても、企業価値を維持し、当社株主の皆様利益を擁護するために、その方針及び制度を検討して設置することが必要と考えた結果、このような大規模買付ルールを定めることといたしました。

#### 第2 大規模買付ルールの基本的な考え方

1 当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様判断の任されるべき問題であります。その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要なかつ十分な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。

この株主の皆様判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様利益に代替案を表明することもあります。

2 当社は連結売上高302億円・連結従業員数401名・国内連結子会社9社・在外連結子会社5社・国内関連会社2社・在外関連会社1社を要する企業

グループの持株会社であります（平成16年11月期の実績）。当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請及びお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合併事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの製造技術をもとに、プリフォームやキャップ等の製造を目的とする生産工場を中国の蘇州・広州・深圳に順次設立しております。

- 3 このような当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与える大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するにあたっての重要な判断要素と考えております。
- 4 当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

### 第3 大規模買付ルールの内容

- 1 大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ( 1 )の議決権割合( 2 )を20%以上とすることを目的とする当社株券等( 3 )の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます。)を言います。
- 2 当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。
- 3 具体的には、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の検討・判断及び取締役会としての意見作成のために必要かつ十分な情報(「大規模買付情報」といいます。)として、次のとおりの項目の情報を提供していただきます。

大規模買付者及びそのグループ・関係者の概要

## 大規模買付行為の目的及び内容

### 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

#### 大規模買付行為完了後に計画又は意図している経営方針・事業計画

その個々の大規模買付行為のあり方によって、提供を求める大規模買付情報の具体的内容は異なってくることもありえますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社に対して大規模買付ルールを遵守する旨の意思表示の書面の提出を求めます。この意思表示書面には、大規模買付者の名称、住所・設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案される大規模買付行為の概要を適示していただきます。当社としてはこの意思表示書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

4 大規模買付の提案があったこと及び当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部又は一部を開示することとします。

5 この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、60日から90日が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます。）として確保されるべきと考えております。

6 よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会(人選については後述の第6の2をご参照ください)の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の収奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値及び株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表明することもあります。

## 第4 防衛策の発動、解除及び維持の条件

1 大規模買付ルールを遵守して頂けなかった場合及び当社に回復しがたい損害が生じることが明らかである場合、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益の保護、企業価値の維持を目的として、株式分割、新株予約権の発行等、商法その他の法律及び当社定款が取締役会として許容する措置を実行し、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置の具体的な内容は、その時に応じて相当と考えられるものを実行することとなります。この対抗措置が一定の基準日における株主に対して株式分割を行う場合の分割比率は株式分割 1 回あたり株式 1 株を最大 5 株にする範囲内で行います。また、対抗措置が株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を考慮した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

2 大規模買付ルールは、当社の業務経営に関して影響力を持ち得る規模の当社株式の買付について、当社株主全体の利益を擁護するという考え方に立脚し、株主の皆様はその大規模買付を容認するかの判断のために必要かつ十分な情報をご提供し、現に経営を担っている当社取締役会が評価・検討した意見を公表し、また、代替案の表明を受ける機会を確保するために、導入されるものです。大規模買付行為が、グリーンメーリングや会社の重要資産の収奪や資産流用、高配当の強要を目的とするなど、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかでない限り、大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会の判断だけで大規模買付行為に対抗するものではありません。

3 当社取締役会としては、大規模買付ルールの導入及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置については、当社株主全体の利益・企業価値を擁護するための相当かつ適切な対応であると考えます。

対抗措置により、結果的に大規模買付ルール不遵守の買付者に経済的損害を含む不利益を発生させる可能性があることとなりますので、大規模買付行為を準備されている方に対しては、当該ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないよう、予め注意喚起しておきます。

## 第5 株主及び投資家に与える影響

1 株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいります。大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

2 株式分割や新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途

公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

## 第6 大規模買付ルール導入の手續及び今後の方針

- 1 大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取締役9名及び当社監査役3名(うち2名は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に規定する社外監査役)の全員が出席した上、全会一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。
- 2 なお、株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、社外監査役2名(うち1名は現在弁護士が就任しております)の他、会社経営に関する有識者2名、公認会計士1名とする予定でございます。具体的な人選は、今後開催されます当社取締役会で決定する予定です。
- 3 当該大規模買付ルールを継続するかどうかについては、定時総会后、最初で開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。

〔 1 〕 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を言います)の保有者(証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者を言い、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます)又は買付け等(証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を言い、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者とその共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を言い、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)及び特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を言います)を意味します。

〔 2 〕 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

〔 3 〕 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(別紙) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数については、2000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める額とする。

6 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

7 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

以上